

広島県告示第四百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十八年七月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十八年七月八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

有限会社久一圧接

広島市安佐北区落合一丁目三番二〇号

取締役 久一 成幸

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二四）第三一九三四号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

建設業の営業の全部

2 営業の停止を命じた期間

平成二十八年七月二十五日から平成二十八年八月四日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、広島県発注の広島県立三次高等学校武道場改築工事の下請負人として、鉄筋工事を施工するにあたり、溶接材料のラベルを偽造し、仕様書で定めるものとは異なる材料を使用したことから、建築基準法上の調査の必要性を生じさせた。

その調査の結果、最終的に施設の安全性は確認されたものの、仕様書で定める材料を使用した場合と比較して工作物の強度を低下させ、元請負人との間の請負契約の不履行を生じさせた。

さらに、当該工事の外にも同者が鉄筋工事を施工した多数の建設工事についても、同様に安全性確認のための調査が必要となる事態を生じさせたことから、社会的影響が多大であったことを勘案し、粗雑工事等による重大な瑕疵を生じさせたものと認められる。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。